

条例の構造（修正案 ver. 6）

前文

I 総則

- (1) 目的
- (2) 条例の位置付け 定義
- (3) 定義 条例の位置付け
- (4) 自治の基本理念
- (5) 自治の基本原則
 - ア 情報共有の原則
 - イ 市民参画の原則
 - ウ 協働の原則

II 市民、議会、執行機関等の役割と責務

1 市民

- (1) 市民参画の権利 市民の知る権利
- (2) 市民の知る権利 市民の参画の権利
- (3) 市民の役割と責務

2 議会

- (1) 議会の役割と責務
- ~~(2) 開かれた議会~~
- ~~(3) (2) 議員の役割と責務~~
- ~~(4) 議員の情報公開~~
- ~~(5) 議員の研鑽~~

3 執行機関等

- (1) 市長の役割と責務
- (2) 執行機関の役割と責務
- (3) 職員の責務

III 自治運営の基本的事項

1 基本原則に基づく諸制度 情報共有

- (1) 情報の共有
- (2) 情報公開
- (3) 個人情報の保護

2 市政運営の諸制度 参画

- (1) 地域のまちづくりへの参画
- ~~(1) (2) 市政への市民の参画の推進~~
- ~~(2) (3) パブリックコメント手続~~
- ~~(3) (4) 附属機関等の委員の公募~~
- ~~(4) (5) 住民投票~~

3 協働

- (1) 協働の推進
- ~~(2) 市民による地域のまちづくりの推進~~
- ~~(3) (2) 地域コミュニティ協議会~~
- ~~(4) (3) 市民活動団体~~

4 行政運営

- (1) 総合計画
- (2) 財政運営
- (3) 説明責任等および応答責任
- ~~(4) 要望等への対応~~
- ~~(5) (4) 行政手続~~
- ~~(6) (5) 行政評価~~
- ~~(7) (6) 外部監査~~
- ~~(8) (7) 公益通報~~
- ~~(9) (8) 政策法務~~
- ~~(10) (9) 行政組織の編成~~
- ~~(11) (10) 危機管理体制の整備等~~
- (11) 国および他の地方公共団体との連携および協力

IV 連携と協力、条例の見直し等

- (1) 国および他の地方公共団体との連携および協力
- ~~(2) (1) 条例の検証~~
- ~~(3) (2) 条例の見直し~~